

第 1 号議案

井の口川水面利用検討会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会の名称を、「井の口川水面利用検討会」とする。

（目的）

第 2 条 本会は、井の口川河口域におけるプレジャーボート等の不法係留状態の解消に向けて、係留施設のあり方や河川利用上のルールおよび普及啓発等に関する検討を進め、自然災害による被害の軽減、河川利用の適正化および周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。

（活動内容）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）下記①から③に示す項目についての関係者間調整、調査研究、検討
 - ①河川改修に伴う一時的な不法係留船の扱いに関する事項
 - ②井の口川の係留施設のあり方に関する事項
 - ③不法係留防止に向けた啓発に関する事項
- （2）その他本会の目的達成のため必要な事項

（構成）

第 4 条 本会は下記の者をもって構成する。

- （1）国土交通省関係者
- （2）県関係者
- （3）敦賀市関係者
- （4）その他本会が必要と認めた者

（役員）

第 5 条 本会に下記の役員を置く。

会長 1 名、理事 若干名

- 2 会長は福井県土木部長をもってこれに充てる。
- 3 理事は前条の構成する者をもって会長が指名する。

（分担）

第 6 条 会長は本会を代表し、会議を司る。

- 2 理事は会務を審議する。

（任期）

第 7 条 理事の任期は所属機関に在籍する期間とし、籍を失った時は後任者が引き継ぐ。

(幹事会)

第8条 理事会に提案する事項について、協議または調整をするため、理事会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事は、第4条の構成する者をもって会長が指名する。
- 3 幹事長は、前項の構成する者をもって会長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会を司る。
- 5 幹事長および幹事の任期は前条を準用する。
- 6 幹事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付すべき事項に関すること。
 - (2) 理事会において議決した事項の運営に関すること。
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。
- 7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができるものとする。
- 8 幹事長は、幹事会の経過および結果を会長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 本会は、事務局を福井県土木部河川課および港湾空港課に置く。

- 2 事務局は次の者をもって組織する。

事務局長 1名、事務局員 若干名
- 3 事務局長は会長が委嘱し、会長の命を受けて会務を処理する。

(会議)

第10条 本会の会議は理事会および幹事会とし、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本会運営上必要な事項は理事会で決する。

附則

この規約は令和4年 月 日から施行する。